

【すこやか歳時記】 霜月の候



憲法公布の日が「文化の日」に。
自由・平和・文化を大切にして、
さまざまな変化に対応の備えも。

11月3日は「文化の日」です。国民の祝日に関する法律では、「自由と平和を愛し、文化をすすめる」日となっています。その由来は1946年（昭和21年）のこの日に日本国憲法が公布されたことによります。日本国憲法が平和と文化を重視していることから祝日の名称が決められました。そして、ちょうど半年後の1947年（昭和22年）5月3日に施行され、この日が「憲法記念日」になっています。

自由と平和や文化をすすめる日々の大切さは、今般のコロナ禍でも痛感させられました。多くの企業活動も平穏な日常があればこそ…。しかし、非常時に備えることの重要性も併せて再認識させられました。今年も残すところあと2ヵ月足らずです。新たな年への備えもお早めどうぞ。

企業型 DC(確定拠出年金、401K) 導入のご案内

制度が有利な理由

- ・掛金は全額法人経費
- ・受取時まで非課税で積立・運用
- ・受取時は退職所得として分離課税

安心できる理由

- ・口座内の資産は個人のものです
- ・年金資産は分別管理されます



企業型 DC 導入の資料はこちらから



<https://fukuokaroumu.com/item/kigyougata.dc.goannai.pdf>

日々是好日カレンダー

11月 NOVEMBER

1 月	霜月・神楽月・霜降月・雪待月 ・国民年金制度推進月間 ・職業能力開発促進月間
2 火	・レントゲン週間(～8日) ・キッチン・バスの日・タイツの日
3 水	・文化の日・いいお産の日 ・みかんの日・まんがの日
4 木	・ユネスコ憲章記念日 ・消費者センター開設記念日
5 金	・世界津波の日・雑誌広告の日 ・日本ブラジル修好記念日
6 土	・秋の土用明け・年金週間(～12日) ・お見合い記念日・アパート記念日
7 日	・立冬・鍋の日・もつ鍋の日 ・知恵の日・国産品認識週間(～13日)
8 月	・世界都市計画の日・レントゲンの日 ・いい歯の日・いいお肌の日
9 火	・119番の日 ・秋の全国火災予防運動(～15日)
10 水	・雇用保険被保険者資格取得届の提出
11 木	・介護の日・公共建築の日 ・配線器具の日・電池の日
12 金	・女性に対する暴力をなくす運動(～25日) ・皮膚の日・洋服記念日
13 土	・いいヒザの日 ・うるしの日
14 日	・世界糖尿病デー・いい石の日 ・パチンコの日
15 月	・七五三・いい遺言の日 ・生コンクリート記念日・かまぼこの日
16 火	・国際寛容デー・幼稚園記念日 ・塗装の日・録音文化の日
17 水	・肺がん撲滅デー・将棋の日 ・レンコンの日・ドラフト記念日
18 木	・土木の日・もりとふるさとの日 ・音楽著作権の日・雪見だいふくの日
19 金	・部分月食・世界トイレの日 ・農協記念日・鉄道電化の日
20 土	・世界こどもの日・産業教育記念日 ・いい干物の日・ピザの日
21 日	・世界テレビデー・フライドチキンの日 ・インターネット記念日
22 月	・小雪・いい夫婦の日 ・大工さんの日・ボタンの日
23 火	・勤労感謝の日・いいファミリーの日 ・ハートケアの日・お赤飯の日
24 水	・オペラ記念日・かつお節の日 ・進化の日
25 木	・女性に対する暴力根絶のための国際デー ・OLの日・金型の日
26 金	・ペンの日・いい風呂の日 ・いいチームの日
27 土	・ノーベル賞制定記念日 ・更生保護記念日・松葉ガニの日
28 日	・税関記念日 ・太平洋記念日
29 月	・議会開設記念日・いい服の日 ・いい肉の日
30 火	・社会保険料納付期限

★ 青字は人事労務部門に関わる期日です

《今月の特集①》妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント

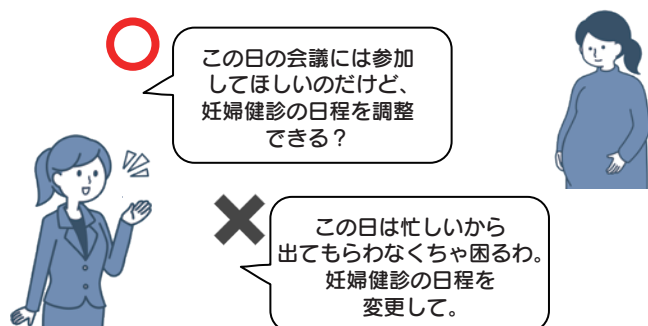
職場における「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」とは、職場において行われる、上司・同僚からの言動（妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動）により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業等を申出・取得した男女労働者の就業環境が害されることをいいます。事業主は、職場における「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」を防止する措置を講じることが義務づけられています。

！ 以下のような事例は、**妊娠・出産等に関するハラスメントに該当します**

- ☒ 上司に妊娠を報告したところ「**次回の契約更新はないと思え**」と言われた。
- ☒ 産休の取得について上司に相談したところ、「**他の人を雇うので早めに辞めてもらうしかない**」と言われた。
- ☒ 育児休業の取得について上司に相談したところ、「**男のくせに育児休業をとるなんてあり得ない**」と言われ、取得を諦めざるを得ない状況になっている。
- ☒ 妊婦健診のために休暇を取得したいと上司に相談したら、「**病院は休みの日に行くものだ**」と相手にしてもらえなかった。
- ☒ 上司から「**妊婦はいつ休むかわからないから、仕事は任せられない**」と雑用ばかりさせられている。
- ☒ 同僚から「**こんな忙しい時期に妊娠するなんて信じられない**」と繰り返し言われ、精神的に落ち込み業務に支障が出ている。

○ 妊娠・出産等に関するハラスメントに該当しない例（業務上必要な言動）

「業務上必要な言動」はハラスメントに該当しません。ただし、労働者の意を汲まない一方的な通告はハラスメントとなる可能性があります。



制度等の利用を希望する労働者に対する変更の依頼や相談は、強要しない場合に限り業務上の必要性に基づく言動となり、ハラスメントに該当しません。

事業主は職場におけるハラスメントを防止するために以下の措置を講じなければなりません。

事業主が講ずべき措置	
1	事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
2	相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
3	職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応
4	職場における妊娠・出産等に関するハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置
5	合わせて講ずべき措置（プライバシーの保護、不利益取り扱いをしないことなど）

参照：職場におけるハラスメントの防止のために (mhlw.go.jp)

妊娠・出産・育児等により、対象労働者の休業期間や能率が少し落ちて仕事が滞ってしまった場合に、周りの労働者に少なからず負担がかかります。「自分の業務で手一杯なのに何故他の人の仕事まで・・・」という不満も出てくるでしょう。

周囲の方達の理解が得られない原因は、こんなところにもあるかもしれません。

日ごろから業務の内容や流れを把握し、「見える化」をしておくことで、産休・育休に対応しやすくなります。

子育てや介護と仕事を両立しやすい就業環境の整備等をさらに進めていくために、育児・介護休業法が改正され、令和4年4月1日から段階的に施行されます。

仕事と家庭の両立しやすい職場づくりは、企業にとっても優秀な人材の確保・育成・定着につながるなどのメリットがあります。ご不明な点等ございましたらお気軽に担当者までお問い合わせください。

《今月の特集②》白ナンバー事業者、アルコール測定義務化への改正案について

白ナンバー事業者のアルコール測定義務化について

2021年6月28日千葉県八掛市で発生した児童5名がはねられた飲酒運転事故を受け、警視庁は9月、白ナンバー事業者に対し、アルコール検知器によるドライバーの飲酒検査を義務付ける道路交通法施行規則の改正案をまとめました。2022年4月から施行予定です。

2021年3月末現在、安全運転管理者を選出し警察に届け出ている白ナンバーの事業者は全国に約34万件あり、その管理下にあるドライバーは約782万人。

規則が改正されればすべての事業者にアルコール測定が義務化されます。

義務化の具体的な内容

- ・ 検査は運転前と運転後に実施
- ・ 目視とアルコール測定器による酒気帯びの確認
- ・ 検査内容は1年間保存
- ・ 測定器を常時、正常な状態に保つこと
- ・ 違反すれば安全運転管理者が解任される場合がある

安全運転管理者とは

安全運転管理者の主な役割としては下記7つです。

- ① 運転者の適性の把握
- ② 運行計画の作成
- ③ 危険防止のための交替運転者の配置
- ④ 異常気象時の安全運転の確保
- ⑤ 点呼・日常点検による安全運転の確保
- ⑥ 運転日誌の備え付けと記録
- ⑦ 運転者の安全運転指導

アルコール測定業務はもちろんですが、運転者の健康状態や、疲労度の把握、悪天候による安全の確保など安全に運転業務を行うことができるかを日々確認することが安全運転管理者に求められます。

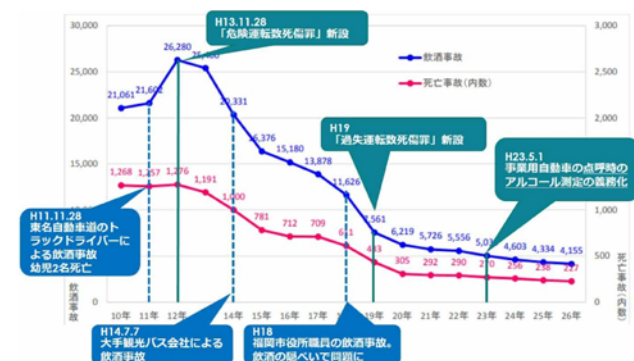
安全運転管理者を選任しなければならない事業所の条件

- ・ 定員11人以上の自動車を1台以上使用している
- ・ 自動車を5台以上（自動二輪車（50ccを超えるもの）1台は0.5台で計算）使用している
- ・ 自動車運転代行業者については、営業所ごとに選任が必要

※届け出をしていない場合「5万円以下の罰金」が科せられる場合があります。

まとめ

飲酒運転の罰則が厳しくなるまで



『資料5-1 警察庁交通局配布資料(飲酒運転事故関連統計資料)』PIより抜粋

飲酒運転事故の件数についてはここ20年を振り返ると大きく減少していることがわかります。悲惨な事故が発生する度に、「危険運転致死傷罪（平成13年）」や「過失運転致死傷罪（平成19年）」など厳しい罰則が新設されてきました。しかし減少しているとはいえ、今だに月数件は飲酒運転の報道を見かけることがほとんどで、全国的に飲酒運転を撲滅するには至っていません。

飲酒運転者のさらなる減少を実現するために、プライベート・業務中にかかわらず、ドライバーはモラルある行動を遵守するとともに、事業所は今回のような検査義務化に徹底して取り組むことが求められています。

脳・心臓疾患の労災認定基準の改正概要

「改定の背景」働き方の多様化や職場環境の変化が生じていることから、最新の医学的知見を踏まえて、「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会」において検証等を行い、令和3年7月16日に報告書が取りまとめられたことを受けて、認定基準の改正が行われました。

改正のポイント

●業務の過重性の評価

改正前の基準を維持

長期間の過重業務

労働時間

- ・発症前1か月間に100時間または2～6か月間平均で月80時間を超える時間外労働は、発症との関連性は強い(※)
- ・月45時間を超えて長くなるほど、関連性は強まる
- ・発症前1～6か月間平均で月45時間以内の時間外労働は、発症との関連性は弱い

労働時間以外の負荷要因

- ・拘束時間が長い勤務
- ・出張の多い業務など

新たに認定基準に追加

長期間の過重業務

■労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して労災認定することを明確化

左記(※)の水準には至らないが

これに近い時間外労働

+

一定の労働時間以外の負荷

業務と発症との関連が強いと評価することを明示

■労働時間以外の負荷要因を見直し

- ・勤務間インターバルが短い勤務
- ・身体的負荷を伴う業務など

評価対象として追加

短期間の過重業務・異常な出来事

■業務と発症との関連性が強いと判断できる場合を明確化

→「発症前おおむね1週間に継続して深夜時間帯に及ぶ

時間外労働を行うなど過度の長時間労働が認められる

場合」等を例示

●対象疾病：認定基準の対象疾病に「重篤な心不全」を追加

Quiz&Present クイズ&プレゼント

今月の特集でご紹介をした、「白ナンバー事業者のアルコール測定義務化」についてより。いつから義務化される予定となっているのでしょうか。以下より正しいものを選んでください。

(A) 2022年3月 予定

(B) 2022年4月 予定

(C) 2022年5月 予定

☆クイズにお答えいただいた方の中から
抽選でQUOカードをプレゼント!



▶応募方法：下記メールアドレスに、

①クイズの答えもしくは番号

②応募者氏名・会社名(店名)・電話番号を明記のうえ、メールでご応募ください。

▶応募締切：2021年11月30日

※賞品発送をもって当選発表とさせていただきます。

応募メールアドレス：mail@fukuokaroumu.com

事務所案内

当事務所は福岡高等裁判所(新庁舎)の南門から徒歩1分です。ミニセミナーの開催も行います。ぜひお気軽にお越しください。

労務ジャパン株式会社

福岡中央労務管理事務所

〒810-0031

福岡市中央区谷2-14-8

TEL 092-734-2300 FAX 092-734-2301

地下鉄七隈線 六本松駅より徒歩5分



すこやか労務月報

[11月版]
No.54

「向寒」の季節は、「交換」の点検を。

時候の挨拶では「晩秋の候」や「向寒のみぎり」などが使われる季節で、秋から冬へと移り変わる時期です。暦の上では11月7日が「立冬」で、いよいよ晩秋から初冬へ。暖房器具を使う機会も増え、大気も乾燥することから、例年11月9日から15日は「秋の全国火災予防運動」になっていて火災対策が求められます。消火器や防火用品の点検を実施して、古いものは早めに交換してください。

また、衣類や寝具類なども冬物に交換して、寒さ対策に早めに備えておくことも体調管理には大切です。冬場には感染症も増加しやすくなるので、引き続きのコロナ対策はもちろん、インフルエンザやノロウイルスなどにもご注意ください。年末に向けて安全と健康管理の再確認をお願いします。



11月の
注意ポイント

- その**①** 火の用心を徹底して消火器などの点検も !!
- その**②** 気を抜かず引き続き感染症対策の徹底を !!
- その**③** 早めのライト点灯など交通安全にも注意 !!